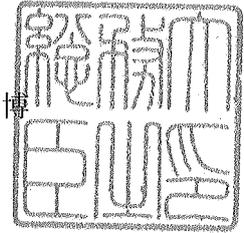




総政企第14号
平成22年1月25日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
原口博



諮問第23号
自動車輸送統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年1月18日付け国総情交第152号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(自動車輸送統計調査の変更について)

1 調査の目的等

自動車輸送統計調査（以下「本調査」という。）は、国内において輸送活動を行う貨物自動車及び旅客自動車を対象に、その輸送量、走行距離等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料とすることを目的として実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である自動車輸送統計（指定統計第99号）を作成するための指定統計調査として、昭和35年4月から毎月実施されてきており、平成21年4月からは、新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（自動車輸送統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

2 申請の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等において、公的統計の有用性を確保する観点から、ニーズの変化に対応した統計の整備を図るとともに、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとされたこと等を踏まえ、新たな行政記録情報を活用した調査設計に変更するとともに、平成17年から休止している特別積合せトラック調査を廃止するなど調査事項や調査方法等の見直しを行う。

3 主な申請内容

(1) 調査対象の範囲等に係る変更

ア 標本調査における標本設計の見直し

統計の精度向上、調査の効率的な実施等を図る観点から、事業用貨物自動車について、自動車登録ファイル等に基づく車両単位の層化抽出から、自動車運送事業者情報（運送事業者監査総合情報システム）に基づく事業所単位の層化抽出により、当該事業所が保有する事業用貨物自動車を調査対象として選定する方式に変更する。

また、標本調査（事業用乗合自動車を除く。）については、従来、2月、6月及び10月を詳細調査、それ以外の月を簡易調査として実施[※]してきたところであるが、自動車登録ファイルに記録されている走行距離を活用した推計手法を導入すること等による統計の精度向上とともに、調査業務の平準化等を図る観点から、詳細調査と簡易調査の区分を廃止し、毎月同一の調査対象数及び調査事項に変更する。

※ 詳細調査の実施月は、地域別、車種別等に層化抽出した約31,200両（事業用乗合自動車を除く。）を調査対象とし、簡易調査の実施月は、詳細調査の結果を補助データとした比推定を行うため、詳細調査の調査対象自動車から均等に3分割して抽出した約10,400両を各月の調査対象としている。

イ 調査対象の範囲の変更

利用ニーズ、統計の精度確保等に配慮しつつ、調査の効率的な実施による公表の早期化等を図る観点から、①自家用貨物自動車のうち、保有台数の減少や貨物輸送以外の使用等により貨物輸送量全体に占める割合が低くなっている軽自動車について、②利用ニーズの変化に伴う調査結果の活用状況にかんがみ、行政記録情報や他の統計調査による代替が原則として可能な自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車について、それぞれ調査対象から削除する。

(2) 調査事項に係る変更

ア 調査事項の追加

車両単位から事業所単位の層化抽出による調査方式に変更する事業用貨物自動車について、統計の精度向上等を図る観点から、調査対象事業所における保有車両数、月間輸送量等を新たに把握（事業所用調査票の追加）する。

イ 調査事項の削除

(ア) 特別積合せトラック調査の廃止

平成17年から休止している特別積合せトラック調査は、従来、トラックによる拠点間輸送の実態を把握し、トラックターミナルの整備、需給調整規制等の検討に資することを目的として実施されてきたところである。

しかしながら、平成15年の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の改正による規制緩和に伴い、一般トラック事業の営業区域規制が廃止され、一般トラックで運送する貨物についても拠点間輸送が可能となったことから、一般貨物と特別積合せ貨物の区分が困難となるとともに、特別積合せ貨物輸送のみをとらえる必要性が乏しくなっていることから、報告者の負担軽減等も考慮し、廃止する。

(イ) 燃料の種類及び燃料消費量の削除

本調査は、貨物自動車及び旅客自動車による輸送の実態を明らかにすることを目的としていることから、輸送量の精度を確保する見地から標本設計が行われており、その中で付带的に燃料の種類及び燃料消費量が把握されてきたところである。

しかしながら、供給側統計との乖離が拡大するなど、輸送量の把握を目的とした本調査において燃料消費量の精度を確保することが困難な状況となっており、他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を考慮し、削除する。

(ロ) 高速自動車国道の利用の有無の削除

高速自動車国道の利用の有無については、貨物及び旅客輸送における高速自動車国道の利用の実態を把握し、新たな統計ニーズに対応することを目的として、平成2年から取り入れられた調査事項である。

しかしながら、①限られた調査対象数において、高速自動車国道を利用した貨物及び旅客輸送の出現率が低く、一定の精度を確保することが困難であること、②道路管理会社において通行台数や料金収入が公表されていること、③上記アのとおり調査事

項が追加され、報告者の負担を軽減する必要があることから、削除する。

(3) 調査方法に係る変更

地方支分部局（地方運輸局等）における事務の見直し、統計調査員の確保難、公表の早期化等に資する観点から、地方支分部局を経由した調査員調査から本省直轄の郵送調査に変更する。

また、本省直轄の郵送調査への変更に伴い、照会対応、督促等を効果的かつ効率的に実施する観点から、民間委託により新たにコールセンターを設置する。

自動車輸送統計調査の概要

(現行)

調査の目的

自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料とすることを目的として、昭和35年4月から毎月実施されている。

調査の概要

<調査の対象>

一般の輸送の用に供さない自動車（パトカー、救急車等）を除く登録自動車及び軽自動車（母集団数約7,400万両）

<調査の種類>

1 標本調査

詳細調査（2月、6月及び10月）・・・約32,800両
簡易調査（詳細調査月以外の月）・・・約10,400両

（自動車登録ファイル等から
地域別、車種別等に抽出）

2 全数調査

特別積合せトラック調査（毎年6月及び10月※）・・・約4,600事業所

営業用バス調査（毎月）・・・約4,100事業所

※平成17年6月以降休止

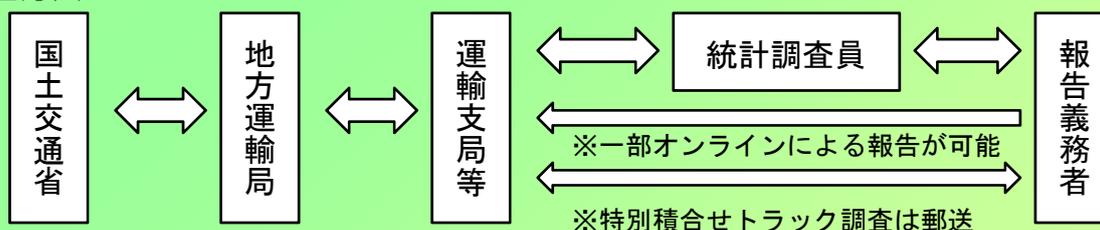
<調査事項>

標本調査：主な用途、走行距離、休車日数、輸送貨物の重量又は乗車人員、【以下詳細調査のみ】燃料消費量、走行区間、高速自動車国道の利用の有無 等

特別積合せトラック調査：輸送貨物の重量、個数、取扱種別 等

営業用バス調査：輸送人員、走行距離、運行回数、実在車両数 等

<調査方法>



結果の公表

<主な集計事項>

月報及び年報：輸送トン数、輸送人員、輸送トンキロ、輸送人キロ（業態別・車種別等）

統計報告書（詳細調査月のみ）：輸送トン数、輸送人員（距離帯別・都道府県別等）

特別積合せトラック調査報告書：輸送トン数、輸送個数（取扱別・都道府県別等）

<公表期日>

月報：調査月経過後2か月以内、年報：調査年度経過後6か月以内

統計報告書及び特別積合せトラック調査報告書：調査月経過後6か月以内

自動車輸送統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用

1. モーダルシフト推進関連
 - ◆ 貨物自動車の積載効率、輸送機関別の輸送分担率の算定等モーダルシフト推進のための基礎データとして利用
2. 将来交通需要推計関連
 - ◆ 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）の策定に当たっての交通需要予測の算定のための基礎データとして利用
3. 環境対策関連
 - ◆ 気候変動枠組条約に基づき、毎年、国連に提出している「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」における自動車からの二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量算定のための基礎データとして利用
4. 白書関連
 - ◆ 国土交通白書における「自動車運送事業の動向と施策」を評価・分析するための基礎データとして利用
5. その他
 - ◆ 各種運輸関連施策の実施に当たっての現状分析・実態把握のための基礎データとして利用

業界団体・民間研究機関等の利用

1. 業界団体
 - ◆ 業界団体におけるトラック輸送産業の現状と課題を把握・分析するための基礎データとして利用
 - ◆ 「環境自主行動計画」における営業用トラックのCO2排出削減目標算定のための基礎データとして利用
2. 民間研究機関等
 - ◆ 国内貨物（自動車）の輸送需要予測のための基礎データとして利用

調査対象の範囲等に係る変更

- ◆ 統計の精度向上等を図る観点から、新たな行政記録情報を活用した標本設計の導入、利用ニーズの変化等に対応した調査対象の範囲の変更
 - 事業用貨物自動車について、自動車登録ファイル等に基づく車両単位の層化抽出から、自動車運送事業者情報（運送事業者監査総合情報システム）に基づく事業所単位の層化抽出（当該事業所が保有する事業用貨物自動車を調査対象）に変更
 - 自動車登録ファイルに記録されている走行距離を活用した推計手法を導入し、標本調査における詳細調査と簡易調査を一本化
 - 他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を踏まえ、自家用貨物自動車のうち軽自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用自動車を調査対象から削除

＜現行＞		➡	＜変更後＞	
標本調査（詳細調査）	約32,800両		（事業用貨物自動車）	約 2,000事業所
（簡易調査）	約10,400両		（自家用貨物及び事業用旅客自動車）	約10,500両
営業用バス調査	約 4,100事業所		営業用バス調査	約 4,100事業所
			（※ 特別積合せトラック調査は廃止）	

調査事項等に係る変更

- ◆ 統計の精度向上等を図るための調査事項の追加
 - 事業用貨物自動車の調査対象事業所における保有車両数、月間輸送量等を追加
- ◆ 利用ニーズの変化、他の統計による代替性、報告者の負担軽減等を踏まえた調査事項の削除
 - 平成17年6月以降休止している特別積合せトラック調査の廃止
 - 燃料の種類及び燃料消費量を自動車燃料消費量調査（一般統計調査）に一本化
 - 高速自動車国道の利用の有無の削除
- ◆ 調査事項の削除等に伴う集計事項の変更
 - 車種ごとの距離帯別輸送トン数・人員等の削除（詳細調査月の統計報告書の廃止）
 - 特別積合せトラックによる取扱貨物別輸送トン数等の削除（特別積合せトラック調査報告書の廃止）

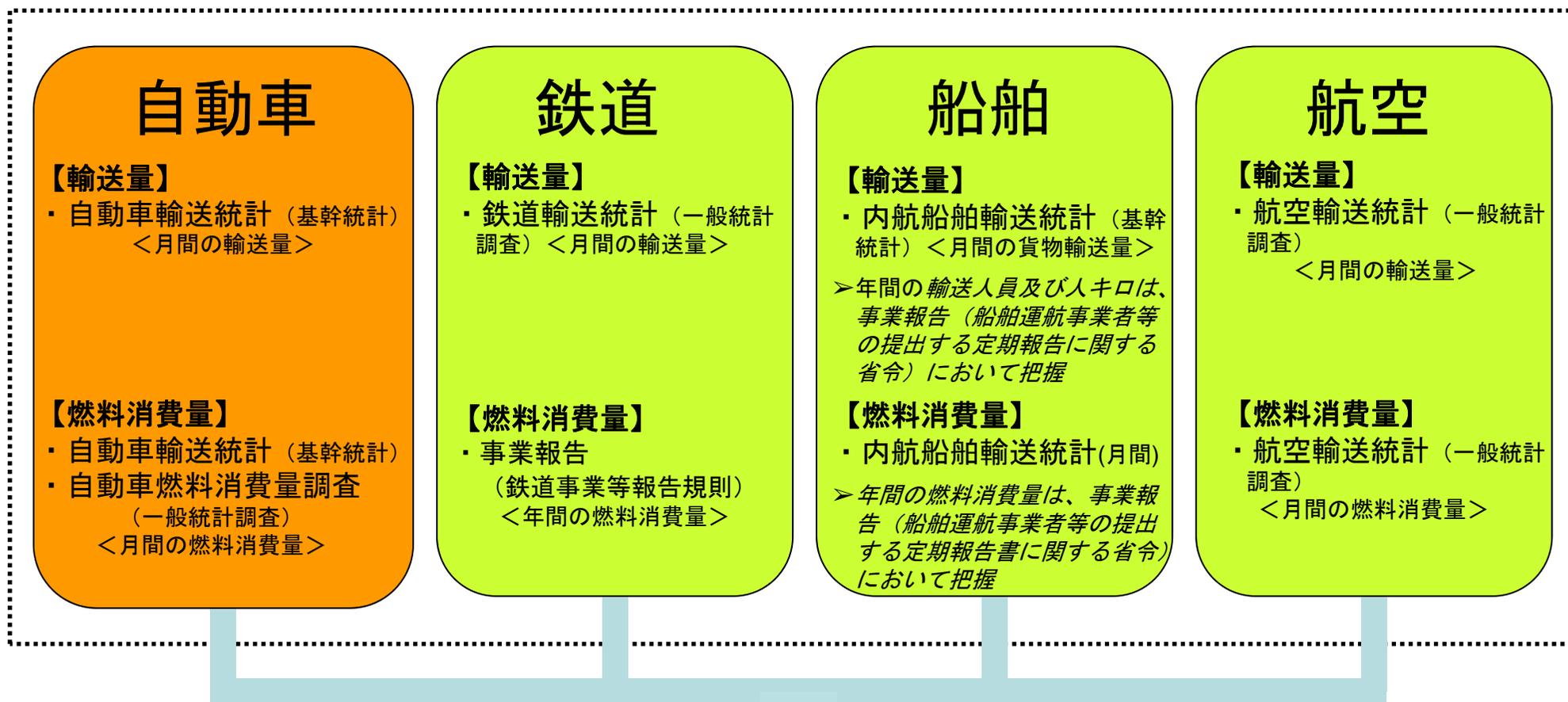
調査方法に係る変更

- ◆ 調査の効率的な実施等を図るための変更
 - 地方支分部局（地方運輸局等）を経由した調査員調査から本省直轄による郵送調査に変更
 - 民間委託により新たにコールセンターを設置

輸送機関別統計の現状

(参考3)

【輸送量（輸送トン数、トンキロ、輸送人員及び人キロ） ・ 燃料消費量】



(注) 船舶及び航空は国内事業者における輸送実績

輸送機関別の輸送状況等（輸送分担率、エネルギー消費量等）を明らかにし、交通部門における関連施策の実施、評価等に必要な情報を提供